

人事労務情報誌 ヒューマン・リソース
Human Resource
2008 vol.5

池協会計事務所
労務・行政コンサルティング事業部
労働保険 中小企業労務管理協会
事務組合

ねんきん特別便

この度の年金記録問題については、連日報道されておりますので、皆様もよくご存知のことと思います。年金記録問題を解決するために社会保険庁は、ねんきん特別便をすべての年金受給者、現役加入者へ送付しております。現在の予定では 10 月末日頃までに発送が完了するようです。今回のヒューマンリソースでは、この「ねんきん特別便」についてご説明させていただきます。

ねんきん特別便のチェックポイント

封筒の色

「水色の封筒」でねんきん特別便が届いた人・・・記録が漏れている可能性が高い人
「薄い緑色の封筒」でねんきん特別便が届いた人・・・記録が漏れている可能性が低い人

「水色の封筒」でねんきん特別便が届いた人は、記録に間違いがないと思っても、一度「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話をするか、社会保険事務所に出向くことをお勧めします。

漏れている可能性のある年金記録の情報を教えてくれます。

「薄い緑色の封筒」でねんきん特別便が届いたからといって、必ずしも記録が漏れていないとは限りませんので、必ずチェックしてください。

<図1> (裏面参照)の 資格取得年月日 資格喪失年月日に誤りがないか、のお勤めになっていた事業所名などが抜けていないか

古い記録で事業所名が登録されていない場合は、<図 1>の に事業所名でなく、「厚生年金保険」など制度の名称が記載されます。加入していた期間が正しければ、お勤めの事業所名が違っていてもそれほど気にする必要はありません。(親会社など、お勤めの事業所と違う事業所名で加入していたケースもあります。)

国民年金を納付していた月数が正しいか

昭和 61 年 4 月以降に厚生年金又は共済年金等に加入しているサラリーマンによって生計を維持されている配偶者は届出さえしてあれば、国民年金保険料を払っている扱いになります。

(第 3 号被保険者といいます。)昭和 61 年 3 月以前はこの制度がありませんでした。

ご自身だけでなく、配偶者の記録と一緒にチェックしてみてください。

「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ (案)

181-9999
東京都杉並区高井戸南
7-14-21
年金 太郎 様
432109876543

社会保険庁が把握しているあなたの年金記録は下記のとおりです。記録がもれている可能性がありますので、太枠内の加入記録を十分にご確認いただき、ご回答をお願いいたします。
※ 5000万件の確認中の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お知らせしています。

社会保険庁

①基礎年金番号
1234-567890

(あなたの加入記録)

・生年月日 昭和17年 4月 2日
・作成年月日 平成19年12月 1日

②番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	船保	ABC船船	昭和37. 4. 1	昭和46.10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和46.10. 1	昭和58.10. 1	144
3	厚年	年金館山株式会社	昭和59.10. 1	昭和61.11. 1	25
4	厚年	東京株式会社	平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	24
			(厚生年金基金加入期間)		
			平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	
5	共済	〇〇共済組合	平成10. 4. 空欄	平成13. 8. 空欄	40
6	国年	国民年金	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8

⑧国民年金						⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入期間合計 (⑧+⑨+⑩)	
納付済月数	未納月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例対象月数	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
94	0	0	0	0	0	94	49	57	114	152	303
国民年金の加入月数の合計 →						152	24	24			
⑬共済組合等加入月数			⑭合計加入期間 (⑧+⑭)			※ 満額年金を受けられている方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、満額年金の基となっていることになった方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとしています。					
40			343								
⑮備考欄 (特例扱いの期間等)											

※このお知らせの見方については、リーフレットの2ページをご覧ください。

空白期間

左の例では S58.10.1 に国民年金の資格を喪失して、S59.10.1 に勤務するまで 1 年間の空白期間があります。空白期間中に加入歴が抜けているケースがありますので、確認してください。

国民年金

「加入月数の合計」に記入されている月数は加入すべき月数が記載されており、納付した期間ではありません。

納付した期間は「欄の計」に記載されている期間です。(第3号被保険者期間も含まれます。)

『左の例の場合』

152ヶ月-94ヶ月=58ヶ月が未納月数です。

未納期間がいつなのかは記載がありませんので、いつ未納だったのかを知りたい方は社会保険事務所へお問い合わせ下さい。

出典: 社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

年金記録回答票は年金記録に漏れや間違いがあってもなくても、必ず記入し、提出する必要があります。

Topics ~ 平成 20 年 10 月より全国健康保険協会 (協会けんぽ) が設立されます ~

~ 健康保険証が変わります ~

現在は社会保険事務所が発行している健康保険証を使っていますが、今後は「協会けんぽ」が発行する健康保険証を使うこととなります。

10月以降に新たに採用した人の保険証は「協会けんぽ」発行のものになります。

今お使いの健康保険証は順次新たな保険証へ切替えが行われますが、切替えが完了するまでは現在の健康保険証を引き続き使用できます。

詳しくは労務コンサルティング部門担当者までお問い合わせ下さいませ。

池 脇 会 計 事 務 所

労働保険 中小企業労務管理協会
事務組合

お問合せ先 011-551-2617